

鈴鹿市水道工事請負業者格付要綱の運用基準

この基準は、鈴鹿市水道工事請負業者格付要綱（以下「格付要綱」という。）に関する運用について定める。

- 1 格付要綱第1条に規定する水道工事とは、設計金額1件130万円（税込み）を超える格付要綱により格付された事業者を入札参加対象とした工事とする。
- 2 格付要綱第3条第1項第1号イに規定する配水管技能者とは、次の表の左欄に掲げる者とし、その要件は同表の右欄に定める者とする。

配水管技能者 (HPPE)	配水管用ポリエチレンパイプシステム協会（POLITEC）の配管施工講習会の受講修了者又は旧団体（水道用ポリエチレンパイプシステム研究会又は配水管用ポリエチレン管協会をいう。）の施工講習受講者
配水管技能者 (一般/耐震)	公益社団法人日本水道協会が定める配水管技能者名簿の「一般継手」及び「耐震継手」に登録されている者

- 3 格付要綱第3条第1項第1号イの規定による雇用の条件は、前項の表に掲げる配水管技能者の資格を有する者を1人以上（いずれかの資格のみを有する者がいる場合にあつては、それぞれその資格を有する者を1人以上）雇用していることとする。
- 4 格付要綱第4条第1項第1号に規定する加点又は減点及び同項第2号に規定する技術者数の基準は、次のとおりとする。

(1) 工事成績評定点

次のアからエまでに掲げる工事成績評定点の区分に応じ、当該アからエまでに定めるとおりとする。この場合において、工事成績評定点の対象とする工事は、格付を行う年度の前年度に完成検査を行った水道工事で、設計金額が130万円を超えるものとする。

- ア 85点以上 20点加点
- イ 70点以上 84点以下 10点加点
- ウ 50点以上 59点以下 10点減点
- エ 49点以下 20点減点

(2) 災害等における水道管路施設の応急復旧工事等に関する協定を鈴鹿市と締結している団体に加入していること 10 点加点

(3) 格付を行う年度の初日の属する年度の前年度から起算して過去 3 年度分の水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 11 項に規定する給水装置工事又は鈴鹿市水道事業承認工事実施要綱（平成 31 年鈴鹿市上下水道局告示第 10 号）第 2 条第 5 号に規定する承認工事の件数 格付を行う年度の前年度までに完成した工事 1 件につき 1 点とし、合計件数を加点。ただし、合計件数が 25 件を超えるものは、25 点とする。

(4) 技術者数

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める人数とする。

A 等級	鈴鹿市上下水道事業管理者が認める技術者 2 名以上（1 名は 1 級国家資格技術者、他の 1 名は 1 級又は 2 級国家資格技術者であること。）
B 等級	鈴鹿市上下水道事業管理者が認める技術者 2 名以上（2 名のうち、1 名は 1 級又は 2 級国家資格技術者であること。）

備考 この表において「鈴鹿市上下水道事業管理者が認める技術者」とは、次のいずれにも該当する者をいう。

(1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による土木施工管理技士若しくは建設機械施工技士の資格（同法第 7 条第 2 号イ又はロに規定する年数以上の実務経験を有する者を含む。）又は技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による同等の資格を有する者

(2) 建設業法による管工事施工管理技士の資格又は水道法（昭和 32 年法律第 177 号）による給水装置工事主任技術者の資格を有する者

5 格付要綱第 4 条第 2 項に規定する等級に対応する基準は、次の表のとおりとする。

A 等級	840 点以上
B 等級	650 点以上 840 点未満
C 等級	650 点未満

附 則

この基準は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年6月1日から施行する。